

パチンコゲーム機等による映画の著作物利用事件：東京地裁平成17(ワ)16722号・平成18年12月27日 請求棄却〔知財管理2008年5月号“判例研究”〕

〔キーワード〕

映画の著作物の著作権者，著作権の譲渡，譲渡契約と著27条・28条の特掲事項，映画の複製・翻訳，著29条1項，61条1項・2項，商品等表示，不競2条1項1号・2号

〔要 旨〕

- 1．原告は、証拠上、本件映画の著作権を本件映画の映画製作者から取得した者でないから、被告らは原告の著作権（複製権，翻案権）を侵害しない。即ち、訴外P2は、著作権法29条1項に基き、本件映画の映画製作者として、本件映画の著作物の著作権を取得していないから、原告による本件著作権行使は、著作権者によるものではない。
- 2．著作権の譲渡契約の中に、著作権法27条または28条に規定する権利の譲渡について特掲がないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されるところ、本件契約書には特掲事項の記載がない。
- 3．原告は、契約に基づいて複数企業に対し原告の商品表示等の使用を許諾したことは推認されても、販売地域，販売期間，売上額等を示す証拠はなく、原告の商品等表示として著作または周知であることは認められないから、不競法に基く請求は理由がない。

〔事 実〕

本件は、別紙映画著作物目録記載の各映画（以下「本件映画」と総称し、そのうち、同目録記載の各映画を個別に指すときは、末尾に、当該映画の番号を付記して「本件映画1」のように表記する。）の著作権を有すると主張する原告が、被告株式会社三共（以下「被告三共」という。）、被告株式会社ビスティ（以下「被告ビスティ」という。）及び被告フィールズ株式会社（以下「被告フィールズ」という。）に対して、主位的に、被告三共において、本件映画の中の一部の映像を複製又は翻案した映像を用いてパチンコゲーム機を製造、販売し、被告ビスティにおいて、被告三共から提供を受けた同映像を用いてパチスロゲーム機を製造し、被告フィールズにおいて、同パチスロゲーム機を販売し、それぞれ本件映画の複製権又は翻案権を侵害しているとして、不法行為に基づく損害賠償（パチンコゲーム機による侵害については、被告三共の単独不法行為（民法709条）と

して10億円(著作権法114条3項)、パチスロゲーム機による侵害については、被告らの共同不法行為(719条1項)として1億円、いずれも一部請求である。)及び不法行為後である訴状送達の日(平成17年8月29日)から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払を、予備的に、上記パチンコゲーム機及びパチスロゲーム機には、別紙被告商品表示目録記載の各表示(以下「被告表示」と総称し、そのうち、同目録記載の各表示を個別に指すときは、末尾に、当該表示の番号を付記して、「被告表示1」のように表記する。)が使用されているところ、同表示は、原告の商品表示として著名ないし周知である別紙原告商品表示目録記載の各表示(以下「原告表示」と総称し、そのうち、同目録記載の各表示を個別に指すときは、末尾に、当該表示の番号を付記して、「原告表示1」のように表記する。)と同一であり、又は少なくとも類似しており、被告表示を使用する行為は不正競争防止法(以下「不競法」という。)2条1項1号又は2号の不正競争行為に該当するとして、同法4条に基づき、損害賠償(不競法5条3項1号、金額及び一部請求であることは主位的請求と同様である。)及び不正競争行為後である訴状送達の日(平成17年8月29日)から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を請求している事案である。

## 1 争いのない事実等

### (1) 当事者

ア 原告は、平成13年4月1日、形式上の存続会社株式会社センテスタジオが実質上の存続会社株式会社東北新社を合併するとともに株式会社東北新社に商号変更した株式会社であるところ、合併前の株式会社東北新社は、平成11年1月1日、株式会社東北新社フィルム(昭和36年4月1日設立)が株式会社東北新社(昭和54年8月30日設立)等を吸収合併して成立した株式会社であった。

原告は、映画、テレビ番組、ビデオソフト、ゲームソフト、コンピューターグラフィックソフト等の各種ソフトウェアの企画、制作、輸出入、販売等を業務としている。

イ 被告三共は、パチンコ機等遊戯具の製造、販売等を業務とする株式会社である。

ウ 被告ビスティは、パチンコ機及び遊戯具の製造、販売等を業務とする株式会社である。

エ 被告フィールズは、遊戯機械の販売及びメンテナンス、キャラクター商品の企画、開発等、並びに著作権等の取得、管理及び利用許諾等を業務とする株式会社である。

## (2) 著作権譲渡の契約

原告，P 2（以下「P 2」という。），株式会社ウエスト・ケープ・コーポレーション（以下「ウエスト・ケープ」という。）及び株式会社ボイジャーエンターテインメント（以下「ボイジャーエンターテインメント」という。）は，平成 8 年 1 2 月 2 0 日，本件映画を含む映画の著作権の譲渡等を内容とする契約（以下「甲 3 契約」といい，その契約書を「甲 3 契約書」という。）を締結し，同契約により，原告は，P 2 から，本件映画の著作権の譲渡を受けた（甲 3。なお，P 2 が，本件映画の製作者として本件映画の著作権を取得したか否かの点，及び甲 3 契約が譲渡の対象として翻案権も含めていたかの点については，争いがある。）。

## (3) 著作権登録

原告は，平成 9 年 1 1 月 1 9 日，本件映画についての著作権の移転の登録をした。

本件映画の著作権登録原簿上には，本件映画の著作権が，平成 9 年 7 月 4 日に，P 2 から P 3（以下「P 3」という。）へ，同年 1 1 月 1 9 日に，P 3 から原告に譲渡された旨の記載がある。また，上記登録原簿の「登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項」欄には，上記各譲渡のいずれにも，著作権法 2 7 条及び 2 8 条に規定する権利の譲渡があった旨の記載がある。

## (4) 原告と P 1 間の合意

原告と P 1（以下「P 1」という。）は，平成 1 1 年 1 月 2 5 日付けで，「宇宙戦艦ヤマト等に関する合意書」と題する合意書（乙 4。以下「乙 4 合意書」といい，乙 4 合意書に係る合意を「乙 4 合意」という。）を作成し，これに記名，押印した。

乙 4 合意書 4 条の記載は次のとおりである。

### ア 1 項

「甲は，乙の対象作品に関する上記の権利の行使が円滑に行われるように，全面的に協力する。」

### イ 2 項

「乙は，甲がヤマト作品に関連する新作の企画を希望する場合，これに全面的に協力する。ただし，甲は，乙に対し事前に企画内容の詳細を通知し，説明する。」

## (5) 被告らの行為

ア 被告三共は，平成 1 6 年 1 1 月ころから，別紙被告商品目録記載 1 のパチンコゲーム機（以下「被告パチンコゲーム機」という。）を製造し，全国のパチンコホールに販売している。

被告パチンコゲーム機は、前面にパチンコ装置、液晶画面等を備え、背面には、映像面、音声面を含めパチンコゲームの展開を生起させ、制御するためのソフトウェアを格納した ROM を含む数個のマイクロコンピューターが装着され、全体として一体を成している。

被告パチンコゲーム機の液晶画面上には、パチンコゲームの進行に伴って、上記 ROM に収録されたプログラムに基づいて抽出された映像についてのデータが液晶画面上の指定された位置に順次表示されることによって、全体が動きのある連続的映像となって表示される。この映像は、被告パチンコゲーム機が操作されない状態における待機映像、通常のプレイの状態における映像、大当たりとなった状態における映像から構成される。

被告パチンコゲーム機には、別紙被告商品目録記載 1 の 4 機種があるが、これらの機種種の液晶画面上に上映される映像は、共通している（被告パチンコゲーム機の液晶画面上に上映される映像を、以下「被告パチンコ映像」という。）。

イ 被告ビスティは、平成 17 年 3 月以前から、別紙被告商品目録記載 2 のパチスロゲーム機（以下「被告パチスロゲーム機」といい、被告パチンコゲーム機と被告パチスロゲーム機を併せて、以下「被告商品」という。）を製造し、被告フィールズは、被告パチスロゲーム機を、平成 17 年 3 月から、全国のパチンコホールに販売している。

被告パチスロゲーム機は、前面にパチスロ装置、液晶画面等を備え、背面には、映像面、音声面を含めパチスロゲームの展開を生起させ、制御するためのソフトウェアを格納した ROM を含む数個のマイクロコンピューターが装着され、全体として一体を成している。

被告パチスロゲーム機の液晶画面上には、パチスロゲームの進行に伴って一定の動画映像が上映されるが、同映像は、パチスロゲーム機が操作されない状態における待機映像、通常のプレイの状態における映像、大当たりとなった状態における映像から構成される（被告パチスロゲーム機の液晶画面上に上映される映像を、以下「被告パチスロ映像」といい、被告パチンコ映像と被告パチスロ映像を併せて、以下「被告映像」という。）。

被告パチスロ映像は、被告三共が制作し、被告ビスティに提供したものである。

#### (6) 別紙対比表 1 ないし 3 0

本件映画は、別紙対比表 1 ないし 3 0 の「被侵害映像」欄に掲載された最上段の写真と最下段の写真の区間に対応する動画映像を含んでいる（これらの動画映像を、以下「本件映画被侵害主張部分」という。）。

被告パチンコ映像は、別紙対比表 1 ないし 14 の「侵害映像」欄に掲載された最上段の写真と最下段の写真の区間に対応する動画映像を含んでおり、被告パチスロ映像は、別紙対比表 15 ないし 30 の「侵害映像」欄に掲載された最上段の写真と最下段の写真の区間に対応する動画映像を含んでいる（これらの動画映像を、以下「被告映像侵害主張部分」という。）

#### (7) 被告表示の使用

被告パチンコ機の液晶画面の右側部分には、被告表示 7 が、被告パチスロゲーム機の筐体前面下部には、被告表示 8 が、それぞれ付されている。

また、被告表示 1、3 及び 5 は、被告パチンコ映像中に、被告表示 2、4 及び 6 は、被告パチスロ映像中に、それぞれ表示される。

### 2 争点

#### (1) 著作権に基づく請求の可否

ア P 2 は、本件映画の映画製作者として、著作権法 29 条 1 項に基づき、本件映画の著作権を取得したか。

イ 原告は、甲 3 契約により、本件映画の翻案権を取得したか。

ウ 被告映像は、本件映画を複製又は翻案したものといえるか。

エ 原告は、被告製品について、本件映画の著作権の権利行使をすることができるか。

#### (2) 不競法に基づく請求の可否

#### (3) 損害額

### 〔判 断〕

1 P 2 は、「本件映画」の映画著作者として著作権法 29 条 1 項に基づき、本件映画の著作物の著作権を取得したか。（争点(1)ア）

1. 1 映画著作者とは、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。」（著 2 条 1 項 10 号）ところ、同規定は、映画の製作には、通常、相当な製作費が必要となり、映画製作が企業活動として行われることが一般的であることを前提としているものと解されることから、映画製作者とは、自己の責任と危険において映画を製作する者を指すと解するのが相当である。そして、映画の製作は、企画、資金調達、制作、スタッフ等の雇入れ、スケジュール管理、プロモーションや宣伝活動、配給等の複合的な活動から構成され、映画を製作しようとする者は、映画製作のために様々な契約を締結する必要性が生じ、その契約により、多様な法律上の権利を取得し、また、法律上の義務を負担する。したがって、自己の責任と危険において製作する主体を判断するには、映画の製作のための諸活動を実施する際に締結する契約によって生じた法律上の権利、義務の主体が誰かが重

要な要素となる。

1.2 そこで、P2は本件映画1の製作を企画し、スタッフの人達、TV局とのTV放映の交渉をしても、スタッフやTV局と契約締結をしたり、自己名義の資金調達をしたとの証拠はない。かえって、本件映画1の「著作者」欄には、オフィス・アカデミーの社名が記載されているし、別紙のP1対P2訴訟事件<sup>(1)</sup>でP2が提出した「陳述書」(甲38)には、「映画の著作物の“製作”というのは“作品の制作”実務のことだけをいうのではなく、企画制作を行って出来上がった作品の上映される劇場の確保等配給、又は、テレビの放映される番組の決定等『営業』、“制作費”“宣伝費”“一般管理費”等を含む『資金の負担』、『損益の責任』を持って『作品の制作』を行うことをいうのであります。これを“映画会社”、“テレビ局”に所属して行うのではなく、私のように“個人の責任”、“個人の会社”に於いて行った場合に、“製作者”と言われるのであって、」と記載されており(43頁)、P2は映画製作者の法的意味を認識した上で、「制作」と「製作」を区別して使用しているから、契約締結時には本件映画1の映画製作者はオフィス・アカデミーであることを認識していたと認められる。

したがって、P2が本件映画1の映画製作者であると認めることはできない。

1.3 また、本件映画2ないし4については、その製作の経緯についての証拠が全く提出されていない。しかも、本件映画2及び3については、本件映画1と同様、甲3契約書に添付された、上記別紙(一)の本件映画2及び3の「製作者」欄にオフィス・アカデミーの社名が記載され、本件映画4についても、上記「製作者」欄にウエスト・ケープの社名が記載されていることからすれば、P2は、甲3契約締結に当たり、本件映画2ないし4の映画製作者はオフィス・アカデミー又はウエスト・ケープであると認識していたものと認められる。したがって、P2が、本件映画2ないし4の映画製作者であると認めることはできない。

1.4 この点、P2がP1P2訴訟において提出した陳述書(甲38, 39)には、「すべての責任はプロデューサー(製作制作者)である<私>が負うことになり、赤字も背負い、次のテレビシリーズの企画もなく、本当に悲惨な状態でした。」(甲38の57頁)、「私は、『宇宙戦艦ヤマト』という作品について、自分が“発想”、“企画”して、自己の資金で製作を行い、且つ、制作に当たって『適正なる人材』を、その資質を理解して各部門に起用し、」(甲38の58頁)、「私は『宇宙戦艦ヤマト』を劇場で上映する決意をし、これで失敗すれば私自身二度と立ち上がれなくなる

かもしれないという背水の陣で『宇宙戦艦ヤマト』の制作を開始したので。・・・私は、完成した劇場版『宇宙戦艦ヤマト』をもって映画館を回り、上映させて欲しいと頼みました。最終的には、配給会社のない自主上映という形でしたが、東急が上映してくれることになりました。」(甲39の17頁)、「低視聴率で終わり忘れられた作品を、私が辛抱強く、お金をかけて、一文無しになるのも覚悟で劇場作品として配給をして、『宇宙戦艦ヤマト』を有名にした」(甲39の40、41頁)との各記載があるが、上記記載のみからは、P2個人が、スタッフ、テレビ局や映画配給会社との契約を締結するなどの権利、義務の主体となっていたと認めることはできない。むしろ、前記アで認定したとおり、甲3契約書に添付された別紙(一)には、本件映画の映画製作者はオフィス・アカデミーである旨の記載があること、上記のP2の陳述書(甲39)によれば、オフィス・アカデミーはP2が映画製作のために設立した個人会社であると推測されるところ、このように映画製作のための株式会社が存在しているのであれば、映画製作のための各種契約は、その代表者個人で締結するのではなく、会社が主体となって締結するのが一般的であることからすると、P2の上記陳述書のうちの法的責任及び経済的負担に係る部分の記載は、P2が個人の立場ではなく、オフィス・アカデミーの代表者としての立場で記載したものと推測される。

1.5 以上のとおり、本件証拠上、本件映画の映画製作者がP2であると認めることはできない。そして、原告は、映画製作者として本件映画の著作権を取得したP2から、甲3契約により、本件映画の著作権の譲渡を受けたと主張するのみで、映画製作者がオフィス・アカデミーなどP2以外の者である場合に、その者から著作権の譲渡を受けた旨の主張、立証をしていないのであるから、結局、原告の本件映画の著作権の取得は認められない。

2 原告は、甲3契約により、本件映画の翻案権を取得したか。(争点(1)イ)

前記1で判示したとおり、証拠上、P2は本件映画の映画製作者と認められないから、原告が甲3契約によって本件映画の著作権を取得したものと認めるに足りないが、念のため、P2が本件映画の映画製作者であったか、または、P2が本件映画の映画製作者から本件映画の著作権の譲渡を受けていたものと仮定して、争点(1)イについて検討した。

著作権法61条1項は「著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。」と規定するが、同条2項においては、その譲渡契約の内容に、

第27条（翻案権）または第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利が「譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されたものと推定する。」と規定する。

甲3契約書に前記の翻案権譲渡の特掲があったといえるか検討した結果、「対象権利および権利行使素材の所有権の一切を・・・譲渡し」（2条）の記載、および「対象権利」の意義として「対象作品に対する著作権および対象作品の全部又は一部のあらゆる利用を可能にする一切の権利」（1条の4）との記載があるのみで、「著作権法27条の権利」や「翻案権」等の文言を具体的に挙げて明記して同権利を譲渡する旨の特掲はないし、また契約書には明記されていないが譲渡の対象に含まれる旨の合意がされたなどの特段の事情も認められないから、著作権法61条2項により、本件映画の翻案権は著作権を譲渡した旨、P2に留保されたものと推定された。したがって、原告が甲3契約によって本件映画の翻案権を取得したとは認められないと判断した。

### 3．被告映像は、本件映画の複製または翻案したといえるか。（争点(1)ウ）

判決は、念のため、P2が本件映画の映像製作者であったか、またはP2が本件映画の映画製作者から本件映画の著作権の譲渡を受けていたものと仮定して、検討した。ただし、原告とP2との甲3契約の譲渡対象となった著作権は複製権のみで、翻案権は除外されていたことは前記のとおりである。

ここで、本件映画の被侵害主張部分の映像について、本件映画と被告映像とを対比すると、まず被告映像対比表1正面バージョン部分の重要な構成要素の4つの映像部分は、いずれも本件映画対比表1部分の重要な越す英要素である4つの映像部分の複製物ということはできないと認定した。そして、以下、両対比表2部分～30部分について、被告映像は本件映画の複製物といえるが対比した結果、すべて複製物ということはできないと判断された。

### 4．不競法に基づく請求の可否（争点(2)）

原告表示は、原告の商品を示す商品表示として、著名、周知といえるかについて、検討した。

不競法2条1項1号にいう周知の商品等表示に当たる、同項2号にいう著名な商品等表示に当たるといえるためには、類似の商品等表示の使用等をした時点において、請求人の商品等表示が周知性又は著名性を獲得して



いることを要し、かつ、これをもって足りる（最高三判昭和63年7月19日）。

認定事実によれば、原告は、ライセンス契約に基づいて、複数の企業に対し、原告表示等の使用を行使していると推認されるが、これらの販売地域、販売時期、売上額等を示す証拠は全く提出されず、原告表示を付した各商品において、原告との結びつきを示す表示は認められないから、原告表示が原告の商品表示としてどの程度認識されているかを示す事情を認定することは困難であり、原告の商品表示として著名または周知であると認めることはできない。

よって、原告の不競法に基く請求は理由がない。

#### 〔論 説〕

1. 最初に述べておきたいことは、この東京地裁判決を最高裁HPからダウンロードして全部で268ページにおよぶ膨大な紙数に驚いたことである。

ところが、この判決文のボリュームは、対比すべき本件映画と被告映像との数の多さ（30部分）が原因の一つといえるところ、その原因の基はといえば、結論が出た後に「念のために」として展開された各部分によるものであった。

即ち、争点は、(1)著作権に基づく請求の可否、(2)不競法に基づく請求の可否、(3)損害額の三点であったところ、(1)のうち、「ア）P2は、本件映画の映画製作者として、著作権法29条1項に基づき、本件映画の著作権を取得したか」について、判決では、本件映画の著作権を本件映画の映画製作者であるP2から取得したという原告の主張は、証拠上もともと映画製作者でなかったP2からの譲渡であったことから否認され、結論が出たことから、これ以上の進行は中止してもよかつたはずである。

ところが、裁判所は、争点(1)イ)ウ)についても、「念のため、P2が本件映画の映画製作者であったか、又はP2が本件映画の映画製作者から本件映画の著作権の譲渡を受けたものと仮定した上で」として検討し、見解を示しているのである。

このような、「念のため」論を蛇足として批判するむきもあろうが、裁判所の立場では同様の事案に対する対処方法を、訴訟代理人をはじめ国民に裁判所は教示していると解すれば、意義のある「念のため」論であるといえよう。これと似て非なる裁判所の見解開示に「付言」があり<sup>1)</sup>、この付言において言及されている事項は、直接当事者に説得力を与えている判示である。

2. さて、本件の争点は、著作権法に基づく請求の可否として、まず訴外 P 2 は、本件映画 4 本の映画製作者として、著作権法 29 条 1 項<sup>2)</sup>にいう本件映画の著作権を取得した者か否かの確認から入った。その結果、P 2 は映画製作者に該当せずとの認定を受けたことから、本件映画作品の著作権は P 2 に帰属していないと判断された。すると、P 2 が原告に譲渡したという本件映画作品 4 本の著作権は、非著作権者からの譲渡契約ということになるが、原告側はこの事実を十分確認しないままに本件訴訟に踏み切ったことになる。

このような結果となったことは、誰の責任というべきなのか、裁判所が認定した事実関係を見る限り、著作権法に基づく契約書の不備ということになるのだろう。

3. 実は、P 2 には P 1 との間ですでに判決が確定している東京地判平成 14 年 3 月 25 日事件<sup>3)</sup>があるから、当該映画作品の著作権の帰属と著作権者については確定していたはずである。にもかかわらず、原告が本件訴訟に踏み切ったのは不思議である。

4. 判決は、以上で争点 1 について判断したから、著作権に基づく原告の請求を棄却し、争点 2 の不競法に基づく請求の可否の検討に入ってよかったにもかかわらず、「念のため」として、(1) 原告は契約によって本件映画の著作物の翻案権を取得したが、(2) 被告映像は本件映画の著作物を複製または翻案したものと見えるかについて、仮定的に判示している。

まず第 1 に、著作権の譲渡契約に際して注意しなければならないことは、財産権としての著作権が含む多くの支分権の中で翻案権(著 27 条)と二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(著 28 条)については、「譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されたものと推定する。」(著 61 条 2 項)との規定の存在である。

しかし、この譲渡契約書には、この 2 つの権利事項の特掲記載はなかったから、翻案権の譲渡は原告にはなされなかったと判断された。

第 2 に、原告が主張する本件映画の被侵害主張部分の映像と被告映像とを対比して見ても、すべて重要な構成要素の映像部分についての複製物といえるものではないと判断された。事実、本件映画作品の題名は「宇宙戦艦ヤマト」であるのに対し、被告映像の題名は一見類似する「大ヤマト」であるけれども、両者の各映像部分を対比しても同一でないことは明らかである。

しかし、以上いずれについても、本案とは直接関係のない仮定論に基づく判示である。

ただし、被告の各映像部分はこれに対応する本件映画の映像部分の翻案

といえなくとも、著作者の意に反する改変といえるかどうか、また題号についても同様に改変といえるかどうかの著作者人格権に触れる問題（著20条）は残ると思われる。しかし、原告はもともとそのような主張をしていないから、裁判所の仮定的判示はない。

5.そこで、原告は、著作権者の立場で複数企業に対し原告の商品表示等の使用許諾をしていると主張していたが、市場におけるその事実を具体的に示す証拠の提出がない以上、不競法2条1項1号または2号の適用はできないと判断された。当然である。

#### 6.まとめ

本件結果は原告側の準備不足ないし理解不足によるところが大きいから、同様の事案にあっては、事実関係の的確な把握と著作権法の規定の検討が必要であるというべきだろう。

また同時に、本件にあっては、裁判所による「念のため」の仮定的判断は、果して必要な事項といえるのか、疑問に思う。

なお、本件は現在控訴中である。

#### 注

1)「付言」判決については、東京地判平成14年7月3日「かえでの木事件」(請求棄却) H-7、知財高判平成19年12月26日「包装用容器事件」(請求認容) B1-30、知財高判平成20年1月31日「包装用容器事件」(請求棄却) B1-31。

2)著作権法29条「映画の著作物(第15条第1項、第3項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」

同法2条1項10号「映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。」

3)東京地判平成14年3月25日「宇宙戦艦ヤマト事件」(本訴請求棄却・反訴請求認容) D-24

〔牛木 理一〕

(別紙)

映画著作物目録

- 1 「宇宙戦艦ヤマト」TVシリーズ（昭和49年10月6日製作）
- 2 「さらば宇宙戦艦ヤマト」（昭和53年8月5日製作）
- 3 「宇宙戦艦ヤマト2」TVシリーズ（昭和53年10月14日製作）
- 4 「宇宙戦艦ヤマトIII」（昭和55年10月11日製作）

(別紙)

原告商品表示目錄

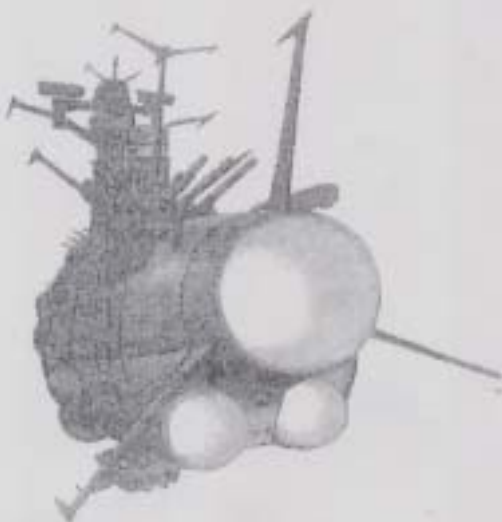
1

宇宙戰艦 十訓

2(1)



2(2)



(別紙)

被告商品目録

1 被告三共製造・販売に係る下記機種名のパチンコゲーム機

CR フィーバー大ヤマト2 ZX

CR フィーバー大ヤマト2 ZF

CR フィーバー大ヤマト2 SF

CR フィーバー大ヤマト2 SE

2 被告ビスティ製造・被告フィールズ販売に係る下記機種名のパチスロゲーム機

大ヤマトA

被告商品表示目録

1. ロゴマーク  
大ヤマト2 (パチンコ機)



2. ロゴマーク  
大ヤマト (パチスロ機)



3. キャラクター 横内形の大きな発射口を備えた戦艦部が雄略に大きく表現されているもの  
大ヤマト2 (パチンコ機)

